

第7回「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」検討委員会

令和7年1月23日（木）午前9時30分

新宿区役所本庁舎5階大会議室

出席者：17名、欠席者：3名

事務局：地域コミュニティ課長、竹本コミュニティ係長、蓬田主査、一瀬主査

株式会社ダイナックス都市環境研究所橋本、北坂、鈴木

**A委員** 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第7回「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例検討委員会」を開催いたします。条例は既に議会で議決をされておりまして、この委員会の名前も条例に合わせて変わっております。

前回の委員会では、条例の名称をご検討いただきまして、その結果を踏まえまして、こういう条例になって、議会で議決をされているということでありまして、そのことにつきまして、後ほど事務局からご説明があります。

新宿区の第4回定例会で、本条例が議決をされており、令和6年12月9日に公布をされ、令和7年4月1日に施行されるということです。今回がこの委員会の最後の会議ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、資料の確認等を事務局からお願いいたします。

**地域コミュニティ課長** おはようございます。地域コミュニティ課長の岩田です。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前送付のものと机上配付のものになっておりまして、事前送付いたしました資料につきましては、資料の1「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」

資料の1-1といたしまして、「同条例（案）からの修正点」、資料3としまして、「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例シンポジウム」です。

また、机上配付しております本日の次第、そして資料の2としまして「新宿区町会・自治会活性化推進プラン（素案）」です。

事前送付のものも含め、不足がある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日は委員会の終了を午前11時の予定としております。1時間30分の委員会となりますので、途中の休憩というのは今回、挟まない予定ですが、委員会の途中で何かありましたら、近くの職員までお声掛けをお願いいたします。

また、本日、吉住区長が10時に出席をいたしまして、最後にご挨拶をさせていただきます。こちらについては、またご案内させていただきます。事務連絡については、以上となります。

委員長、よろしくお願いいたします。

**A委員** ありがとうございます。

今日は区長も見えて、最後にご挨拶いただくということで、委員会の終了はご挨拶の後、11時を予定しております。議事進行にご協力いただければと思います。

では、これから次第に沿いまして、進行させていただきます。

本日は報告事項がメインで3つあります。次第の2というところです。この3項目をまとめて、事務局よりご説明いただきまして、その後、各委員よりご発言をいただきたいと思います。全ての委員にご発言いただくきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2です。3つの報告事項を事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**地域コミュニティ課長** それでは、事務局からご説明いたします。報告事項は本日3点ございまして、「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例について」、2点目が「新宿町会・自治会活性化推進プラン（素案）について」、3点目が「同条例のシンポジウムについて」ということでございまして、本日は特に2番目の「推進プランの（素案）について」、初めてご覧いただくものになりますので、そちらについて重点的に15分ほどかけて、ご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず初めに資料の1、事前送付いたしました、「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」です。議決いただきました資料をご用意させていただいております。

こちらにつきましては、前回10月の委員会のお示しをしました条例（案）から、条例名が「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」ということで、議決をいただいたものとなっております。

前文等については、変更点ございまして、資料1-1になりますが、条例（案）から修正点、こちらが前回お示しをしました資料から、修正の箇所についての資料になりまして、表としましては1枚おめくりいただきまして、2ページ目になります。

右側が前回、10月の第6回の委員会の中でお示ししました案です。左側が議決をいただきました条例になりまして、赤字下線の部分が修正になったところとなっております。こちらにつきましては、文書法制の担当部署と、議案として提出する際に、細部について再度確認を行いまして、内容についての変更というところはないのですが、文言等につきまして、形式上の修正をかけているものになりまして、前文で申し上げますと、案としては「昼間人口の半数以上が」という表現を使っておりましたが、他の条例等では「過半数」という表現を使っているという指摘でございまして、修正をしているといったものとなっております。

そのほか、他の条文との関連で修正をかけたり、あるいは条文としての定型的な文言として、文言の追加を行うといった修正を行っているものとなっております。ご不明な点等ございましたら、後ほどご意見等、頂戴できればと思いますので、よろしく願いいたします。

条例については以上となります。

続きまして、資料の2「新宿区町会・自治会活性化推進プラン（素案）について」ご説明いたします。

前回、第6回の当委員会の中では、推進プランの骨子（案）について、お示しをさせていただきまして、おめくりいただきまして、目次の欄になりますが、「推進プランの概要」、あるいは「推進プランの目指す姿」「基本目標」「施策体系」そういった点について、骨子案をご紹介させていただきました。本素案につきましては、そちらを踏まえまして、素案を取りまとめたというものになります。

第1章から第4章の構成になっておりまして、第1章では推進プランの概要ということで、「策定の背景・趣旨」、「位置づけ」「期間」「構成」そして「条例及び推進プランの検討経過」を取りまとめております。

第2章といたしまして、「町会・自治会及び地域コミュニティを取り巻く現状と課題」について、整理をしております。それを受けまして、第3章の中で「町会・自治会及び地域コミュニティの活性化推進に向けて」ということで、「推進プランの目指す姿」「基本目標」「施策体系」こちらを整理しているものになります。

そして第4章になりますが、「施策の方向性と取組」ということで、基本目標が3点ありますが、それぞれの基本目標の後に、施策の方向性を示しまして、それに関連する事業について整理をしている構成になっております。

それぞれの章について、ご説明をまいります。

まず、3 ページ、第1 章「推進プランの概要」ということで、策定の背景や趣旨についてまとめております。こちらにつきましては、検討委員会でも議論いただきました、そういった内容について取りまとめています。また前文からも引用する一方、区としての策定の背景や趣旨といったところについて、記載をさせていただいております。

4 ページをお開きください。プランの位置づけです。

本推進プランにつきましては、条例第1 3 条に基づきまして策定する計画です。新宿区の総合計画、新宿実行計画、また、分野別計画との整合を図りながら、活性化施策を体系化し、総合的に推進する施策について示すということで、こちらの本推進プランで推進する各施策につきましては、区で従来から行政評価というものを行っておりまして、こちらの行政評価等により、それぞれの事業について分析及び検証を行ってまいります。また、庁内各部署に調査を実施いたしまして、活性化施策における取組内容の変更等を行いついて、必要に応じて見直しを図ってまいります。

下の部分は、そちらを図にしたものになりまして、3 番の期間につきましては、前回ご説明しましたとおり、令和7 年度から令和9 年度までの3 か年、実行計画との期間を合わせているといった内容になっております。

4 番の「構成」につきましては、前回ご説明しましたとおりとなっておりますので第1 章、推進プランの概要、第2 章、第3 章、第4 章、記載のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして6 ページ、7 ページになりますが、5 番の「条例及び推進プランの検討経過」でございます。こちらにつきましては、時系列に沿って、まず①として町会・自治会との意見交換会、②として昨年3 月に実施いたしました、中間報告会、そして③として、こちら発足当時の名称になっておりますが、(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会です。そして、④から⑦にかけてまして、区長と話そう〜しんじゅくトーク、パブコメ、地域説明会、この後ご説明いたしますが、3 月2 2 日に開催予定の条例シンポジウムです。これらを反映して、検討の経過についてご案内をする予定でおります。

以上が第1 章の「推進プランの概要」となりまして、第2 章、8 ページ、9 ページをお開きください。「町会・自治会及び地域コミュニティを取り巻く現状と課題」というものでございます。

まず1 つ目が、「町会・自治会の現状」ということで、こちらの8 ページ、9 ページの中

で今回、各町会等について、ご案内をさせていただきまして、併せて新宿区の町会連合会のホームページについても、ご紹介させていただいております。

この後10ページ以降、過去の委員会等でもお話ししておりますが、町会・自治会の活動に関するアンケート調査の内容や、11ページは加入状況、そして12ページ、13ページの中では、令和5年度に実施しました区民意識調査を記載しています。こういったものを現状ということで記載をさせていただいております、11ページで申し上げますと、町会・自治会への加入状況ですが、平成24年、こちら世帯総数は19万6,868世帯。会員の世帯数が9万2,227世帯。世帯の加入率、こちら46.85%というのが、平成24年の新宿区の町会・自治会の加入率になっております。

その後、世帯総数については伸びてきておりまして、現在令和6年度、表の一番下になりますが、世帯総数は23万1,114世帯となっております、こちらは平成24年と比べますと、3万4,246世帯。約17.4%の増ということで伸びています。一方で世帯の加入率につきましては、平成24年と比べますと約4.8ポイント減少しているということで、理由としては、会員の世帯数そのものは、平成24年は9万2,227世帯で、一方で令和6年は9万7,151世帯ということで、約5,000近く増えてはいるのですが、世帯の総数の伸びに対して、加入の世帯数が伸びていないということで、世帯加入率が減ってきています。こちらが現状、新宿区の今の傾向にあるということでございます。

そこについて13ページになりますが、もう少し深掘りすると、居住の形態別の町会・自治会の加入状況を見てみると、一戸建ての居住者の加入率については、持ち家の方は79.1%となっているのですが、賃貸一戸建ての方は38.5%と、新宿区全体の加入率を下回っている。また、戸建て以外のマンションの方については、持ち家の方であっても加入率は44.4%。賃貸のマンション・アパートでは7.6%ということで、居住の形態によっても、かなりの開きがあるというのが見て取れますといったところを、整理させていただきます。

こういった現状を踏まえて、この後ご紹介しますが、課題のほうでそちらを分析させていただいているといった構成になっております。

14ページにつきましては、「町会・自治会を取り巻く地域コミュニティの主体と現状」ということで、条例の中で各自治体の役割、区民、事業者の方々。小中学校・高校、大学・専修学校等、地域活動団体。そしてマンション等の建築主、管理者。それぞれの主体を規

定しまして、役割を定めさせていただいています。そちらについての主体の現状について、こちらでは整理をさせていただいております。

15ページから①番区民、②番事業者、そして③番としてマンション等の建築主、管理者です。こちらについては16ページの中で、新宿区内におけるマンション棟の世帯数及び戸数の推移といった数字で、現状についても丁寧に説明させていただいております。

17ページには、小中学校・高校、大学・専修学校等、地域活動団体についての記載をさせていただいております。

18ページ、19ページをお開きください。こちらが3番として「現状からみえる課題」ということで、現状について確認したものについて、この中で課題を整理させていただいております。

1つ目が、「町会・自治会の持続的な運営における課題」ということで、こちらは今までルールを決めておりますが、加入率の低下、そして19ページにいきまして、役員等の担い手不足。こちらを整理させていただいております。

また19ページ②としまして、地域の様々な主体による参加・協力・連携における課題ということで、こちらにつきましては、例えば2段落目になりますが、「東京商工会議所新宿支部へのアンケート」あるいは「分譲マンション管理組合へのアンケート」の調査結果の中から、町会・自治体との関わりがない一番の理由として、町会との接点がないということが、第1位として挙げられておりましたので、そういったところに対して、町会・自治体への参加・協力・連携に向けた仕組みづくり。これを行うことが必要ということで、整理をさせていただいております。

これを受けまして20ページ、21ページになりますが、第3章「町会・自治会及び地域コミュニティの活性化推進に向けて」ということで、1つ目に「推進プランの目指す姿」。地域の中心組織である町会・自治会と、地域で活動する様々な主体が相互に理解を深め、各々が地域の一員として、将来にわたりまちづくりに携わり、支え合う地域コミュニティの実現ということで、今回プランの中では掲げさせていただいております。

基本目標については、3点こちらに記載させていただいておりますが、町会・自治会の持続可能な運営の推進。2つ目に地域で活動する様々な主体による、地域コミュニティへの参加・協力・連携を推進。3つ目に、安全安心で暮らしやすいまちづくりのための活動の推進ということで、3点掲げさせていただいております。

1つ目は、町会・自治会は、地域コミュニティの中心であるということで、条例の中で

も位置づけておりますので、こちらの持続可能な運営の推進を、区としてもしっかりとやっていきますということでございます。

基本目標のⅡにつきましては、一方で町会・自治会を取り巻く様々な主体による、地域コミュニティへの参加・協力・連携の推進、こちらも併せて行っていくことで、両輪となりますので、しっかりこちらについての推進を、区として支えていくというものでございます。

基本目標のⅢについては、目標としております、安心安全で暮らしやすいまちづくり。こちらのための活動を、さらに区としても支えていくといったものについて、区として整理をさせていただくというものになっております。

22ページ、23ページ。こちらが3番の「施策体系」になりますが、こちらにつきましては、前回の第6回委員会の中で骨子（案）としてお示ししましたものの、裏面に掲載していたものになりますので、説明は割愛させていただきますが、こちらの「目指す姿」「基本目標」「施策の方向性」それぞれ、前回お示ししたとおりの内容となっております。

ページについては今、バツ印になっておりますが、まだページ数変更の予定がございますので、プランの策定の素案がとれた段階で、改めて記載してまいりますので、ご了承ください。

続きまして、24ページ以降が第4章「施策の方向性と取組」となっております。

こちらでは第3章で決めました、3つの「基本目標」そして、それにひもづく10の「施策の方向性」こちらにおいて、「施策の方向性」ごとに推進する事業を「関連事業一覧」ということでお示しをしまして、その中でも代表的なと言いますか、皆さんにご紹介したい事業等々について「主な取組」として、まず前段でご紹介をさせていただいております。構成としてはその後、後段に「関連事業一覧」というのをお示ししております。

区では、本推進プランに基づきまして、活性化施策を地域で活動する様々な主体と連携をいたしまして、総合的に取り組むことによって、町会・自治会の取組を次世代に伝えるとともに、地域コミュニティの活性化を図って、暮らしやすいまちの実現につなげていきたいと考えております。

それでは簡単に、時間の制限もありますので、数を絞って紹介をさせていただきます。

まず基本目標Ⅰ、町会・自治会の持続可能な運営の推進。施策の方向性Ⅰ－1。こちらが未加入者や転入者等に対して、町会・自治会への加入の促進をしてみたいというところで、この取組の内容としてご紹介しているのが、24ページ、下のほうになりますが、

町会・自治会活性化支援ということで、地域コミュニティ課、当課で実施している事業のご案内となっております。こちらは、町会・自治会が抱えている課題を解決するために、専門家（アドバイザー）による支援及び加入促進に向けた取組を支援しますという内容です。行政書士による事業相談などの内容について、ご紹介をさせていただいております。

また、27ページでは、特別出張所、事業名としては管理運営となっておりますが、各特別出張所10所で今現在行っている事業、また、今後行っていく内容について、ご紹介をさせていただいています。

29ページをお開きください。関連事業の一覧というものになりますが、この施策の方向性では、今ご紹介しました2事業が関連事業一覧ということになりまして、事業名と所管課、そして右側に各事業の取組の内容について記載し、ご紹介をさせていただいております。

おめくりいただきまして30ページですが、こちらコラムとなりまして、いわゆる事業とは別に、ここではワンルームマンション居住者の町会・自治会への加入も推進していますということで、4段落目、こうしたことから平成16年4月にとということで、「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」というのを施行しておりまして、その中で、一定規模以上のワンルームマンションを建築する場合には、近隣への事前の周知、駐輪施設の設置等を建築主に求めているといったこともご紹介させていただいております。事業以外でも町会・自治会、あるいは地域コミュニティに資する取組をコラムといった形でご紹介しております。

続きまして31ページでは、施策の方向性I-2、町会・自治会の安定的な組織運営についてということで、32ページに記載しておりますが、こちらの地域コミュニティ事業助成につきましては、32ページ上になりますけれども、従来助成金額が1事業につき上限10万円。また、2つ目の段になりますが、助成対象団体が連携して実施する事業、あるいは共同住宅内のコミュニティを新たに立ち上げる目的の事業については、従来、上限額20万円の補助が、今回30万円ということで、意見交換会、あるいは区長と話そう〜しんじゅくトークで、こちらの条例についてご案内していく中で、物価高騰でやコミュニティの活性化に向けて、単価についても見直しをしてほしいという要望等をいただいておりますので、今回を機にこちらについて、拡充も行っているところになります。

関連事業につきましては、34ページ、35ページでご案内しております。

こういった形で、10の施策の方向性について、各種事業の主な取組、そして関連事業

という形で、ご紹介をさせていただくような形で、区として町会・自治会及び地域コミュニティの活性化に向けて、こうした方向性で取り組んでいくということを、本プランの中でお示しをさせていただきまして、これを契機にさらに区としても、皆さんにご協力をいただきながら、地域コミュニティの活性化を進めていきたいというふうに考えております。

最後になりますが、こちらのプランの後ろに資料編ということで、「条例・推進プランの検討体制」、あるいは検討の経過といったものを、こちらのほうでご紹介させていただいております。

また、97ページ以降につきましては、町会・自治会の活動に関するアンケート。そして103ページになりますが、東京商工会議所新宿支部への調査を行っておりますので、こちらの概要等についても関連するところを抜粋しまして、ご紹介させていただいております。

続きまして、資料3です。「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例シンポジウム」こちらの資料をご覧ください。

今回「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」こちらの条例の制定を受けまして、シンポジウムを開催いたします。シンポジウムでは、地域コミュニティの重要性、あるいは連携事例についての講演、また、A委員等にご協力いただきまして、パネルディスカッションを行う予定になっております。詳細については、区のホームページからご覧いただけるような形式をとります。日時につきましては、令和7年3月22日午後2時から4時。場所は牛込筆筈区民ホールになります。定員は先着300名の方。事前申込みは不要となりまして、オンラインの配信も行う予定になっております。こちらにつきましては、L o G oフォームから申し込みいただきまして、アクセスのご案内を差し上げる予定になっております。ぜひ、参加いただければと存じます。

事務局からは以上となります。

**A委員** ありがとうございました。今、3つの点についてご報告をいただきました。条例の、特に我々が検討した案から少し変更があつて、それで議会で議決をしていただいたということ。

それから2番目に、これが今日のメインですけれども、推進プランの素案が既にこういうふうに、立派な形でできておりまして、この条例は活動重視だということで、私も非常に注目をしてきましたけれども、早くもこういう充実したプランができているということで、非常に驚いて、期待をしているところであります。

それから最後に、3月22日のシンポジウムのご紹介がありました。

これから皆様方にお1人ずつ、それぞれ1、2分ということでご発言いただきたいとします。とりわけ、2番目にご説明いただきました推進プランにつきまして、ご発言いただければと思います。もちろん、ほかの点についても言及されて構いませんけれども、できれば推進プランの素案につきまして、いろいろとご意見をいただければと思います。

それでは、まず今日はこちらからお願いしたいと思っておりますけれども、ご発言前に一応挙手をしていただいた上で、マイクのスイッチを入れて、まずお名前をおっしゃっていただければと思います。

では、こちらからお願いできますでしょうか。

**E委員** ささえあい条例のほうは、今まで皆さんのおかげで、内容の非常によい条例ができたなというふうに思っております。そして町会の立場から言えば、町会の位置づけですとか、今まで何となくもやもやとしていたところが、はっきり文章化されてきたのかなというふうに思います。

そして何回も言っていますけれども、町会のほうもこうやって、皆さんにいろいろとお世話になるというか、地域の方に助けていただくということなので、町会自身も今までの町会の在り方を見直す、本当にいい機会だなというふうに思います。先ほどの推進プランの中でも、区のほうから町会の活性化の支援というお話がありましたし、コンサル事業のいろいろな先生を呼んでいただいたり、分からないことを教えていただくという支援があるのですが、支援があるのだけれども、町会のほうで手を挙げなければ、なかなかその支援を受けられないということになってくると、まずは町会のほうで、こういうことがある、問題がある意識をちゃんと持って、その上で手が挙がるということになると思うのですけれども、その段階まで我々町会のほうが持っていけるのかということも課題だなと思います。

ですので、地域の皆さんにいろいろ支えてくださいとお願いをしますけれども、我々もそれにふさわしいような考え方、あるいは体制をとっていかなければいけないというのを非常に、今回の条例、また、このプランについてはありがたいのですが、プレッシャーが大分増えたなというのが実感であります。以上です。

**A委員** ありがとうございます。非常に謙虚なお言葉で、しかし「頑張らなきゃ」というご発言で、大変期待もしております。ありがとうございます。

では、次をお願いいたします。

**F委員** 大変長い間、皆さんお疲れさまでございました。1年半ぐらいですか、皆様と一緒して、大変勉強になりました。

この条例の委員会に参加いたしまして、やはり自分の町会を見直すという機会を与えていただいたのかなと、1点思っております。いろいろ皆さんのご意見を伺いながら、区の町会連合会等々もうまく回していかなければいけないと思いながら、うちの町会のほうもこれに合わせまして、規約の改正を今、行っております。やはり、多くの方に町会に入っただくためには、まず自分のところの規約等もきちっと改正をして、今の時代に合ったものにつくり替えて、皆さんに納得して参加、協力をしていただくというふうにしたいと思っております、今自分の町の中のこと、いろいろと改革をしている途中でございます。ですから4月1日からこれが施行されましたら、それにきちっと対応できるような町会の組織をつくっていきたいと思って、今、必死にやっているところでございます。

すばらしい条例ができたものですから、これをこれから、どのように我々が利用して、うまく使っていけるかというところも考えながら、町会員の皆様、区民の皆様と一緒に、運営を考えていきたいなと思っております。本当にありがとうございました。

**A委員** ありがとうございます。規約の改正をされているのですね、すばらしいです。ありがとうございます。

では、続いてお願いいたします。

**G委員** 1年半、ありがとうございます。1、2回、会社の都合で欠席して申し訳ございませんでした。

前にもご発言させていただいたのですが、私がいるところは、皆様のようにいろいろな方が所属するような、管理組合と自治会が一緒になっているような、1つのかたまりのようなところでございまして、ただやはり、400世帯ぐらいいる中なのですけれども、マンションも20年近くになってきて、だんだん高齢化になってきて、介護だとかそういうふうな方々も増えてきて、そういう方々がどうやったら、いろいろな支援が受けられるのかというの、ぼちぼち1、2点、挙がってきたところなので。それから住民の方からも、地域との、この中にも載っていますけれども、特に防災に關した形で、連携をしてくれというような意見もありまして、プランの中で、そういうところは特に注視しながら、マンションの中でいろいろ進められればなというふうに感じております。私からは以上でございます。

**A委員** ありがとうございます。防災と福祉、これから地域が取り組むべき主要な課

題の2つだと思いますけれども、それについて言及していただいて、大変私も、なるほどと思った次第でございます。

**○委員** ただいまこの推進プランを拝見させていただき、ご説明をいただいたところですが、大変、区の手厚いプラン、サポート、バックアップをしていただけるようなプランになっていることが、うれしく存じます。

そして、このプランを効果的に推進するためには、町会・自治会の積極的な住民への声掛けや活動、事業をすることや、それから透明性を確保して、共感をいただけるような、そんな努力をすることが大切かなと。先ほどプレッシャーがかかると言っている方もいらっしゃると思いますが、やはりそうすることが、より一層このプランを効果的に進めることになるかと思いますので、長年町会に携わってきた私も、これからも微力ながら、努力したいと思っております。以上でございます。

**A委員** ありがとうございます。O委員は、すごく人を励ますようなご発言で、いつも感銘を受けております。

では、続きましてお願いいたします。

**P委員** よろしく申し上げます。長い間、本当にお疲れさまでした。この推進プランが始まって、どのようによくなっていくのか、非常に楽しみでおります。

また、行事を行う立場からすると、助成金が10万円から15万円に上がると、非常にうれしいなと思っております。町会で行事が非常に多いものですから、行事をやるとどうしてもお金がかかるものですから、こういうところからご協力いただくと、人も増えてくるのではないかと考えております。ありがとうございます。以上です。

**A委員** ありがとうございます。では、続きましてお願いいたします。

**Q委員** 皆様、本当にありがとうございました。

推進プランのほうを拝見させていただいて、非常にこの資料にも、活性化推進プランのほうはよく仕上がっておりますので、町会のほうに持ち帰って、また会議のネタにしたいと思います。

それからまた、条例が大変すばらしいものになっておりますので、今後、共助の気持ちをもうちよつと我々、運営する側も必要とするのではないかと考えています。地元住民はもとより、外国人がやはり新宿区内に大変多くなっておりますので、そちらのほうも見直さないといけないなというふうに感じております。以上です。

**A委員** ありがとうございました。外国籍住民の問題についても言及いただきました。

そうですね、重要な視点であろうかと思います。

**山口委員** 戸塚特別出張所長の山口です。いつもありがとうございます。

条例も公布されまして、私の所管の戸塚エリアでも、条例の話がよく、地域の会議で出る機会が多くなってきました。いよいよ始まるのだなという実感が湧いています。

推進プランの素案を見て、区のほうでもこれだけ多くの、活性化のための施策をやっているのだというのを、改めて認識しました。また、こういったプランを皆様に知っていただいて、活用していただくことがとても大事だと思います。出張所のほうでも、こちらの助成金の受付などをやっていますので、ぜひこれからも引き続き、これまで以上に、こういった支援する施策を案内して、活性化のお手伝いをしていきたいと思いますので、ありがとうございました。

**A委員** ありがとうございます。特別出張所という最前線で、非常に力強いご支援のお約束をいただきました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

**大柳委員** 地域振興部長の大柳でございます。委員という立場と、事務局のほうの立場もございますので、そちらも含めて、御礼と併せて申し上げたいと思います。

一昨年、令和5年の10月31日に第1回が始まりまして、今日まで7回、1年間半、皆様から貴重なご意見をいただきまして、何とか条例のほうをつくることができました、昨年の12月に議決をいただいて、制定することができました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

この条例は、町会・自治会、また地域コミュニティの在り方ですとか方向性を示して、さらにその中での連携の必要性、こういったものを定めております。特にここが一番議論になったところだと思うのですけれども、集合住宅との関係づくり。これがやはり、理念条例とは言っておりますけれども、その部分に対する在り方と言いますか、ある意味、文化的なところも入れさせていただいたのですけれども、そこが非常に、新宿区の特徴を踏まえて、また単なる理念条例ではないなというところで、皆さんにご協力をいただいて、いいものができたというふうに思っております。

今後は、この地域コミュニティに関わります様々な事業、我々区のほうで展開していくわけですけれども、やはりこの条例の考え方、在り方を踏まえた事業の構築というものが、必要になってくるなと考えているところでございます。

先ほど来ありますけれども、できました条例と推進プランは、地域の方に知っていただいて、使っていただく。こういったところも我々、皆様と一緒に取り組んでいきたいと思

います。町会・自治会ははじめまして、地域の皆様と連携・協力をしながら、地域づくりにしっかり取り組んでいきたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

**A委員** ありがとうございます。委員ではあるのですが、事務局のほうを取り仕切っている部長ということで、その立場からご発言いただきました。ありがとうございます。

今、ご指摘がありましたように、この条例の中では、集合住宅の問題がかなり工夫というか、規定をしております。先ほどの事務局のご説明の中にも登場しましたが、特に集合住宅の場合は、業者も含めて地域社会と接点がない。町会・自治会と接点がないという話があって、言い訳なのかもしれませんが、率直なところかもしれません。世の中には町会・自治会があることを知らなかったという、若い世代の方々も結構多くいらっしゃる。そういう方と接点を持てるような仕組みをつくったという意味でも、この条例の効果が非常に注目をされると。多分、日本全国、固唾をのんで注視しているという点ではないかとも思っております。その点を今日、部長のほうからリマインドいただいたということかなと思います。ありがとうございます。

**菊島委員** 総合政策部長の菊島です。12月に条例の議決をいただいて、4月1日から施行されることが決まり、素晴らしい条例を皆さんにおつくりいただき、これに基づきまして、今日お示しするプランをこれから進めていくわけでございますけれども、改めてここにまとめた事業というのは、これまでに取り組んできた事業を体系化した形になります。これだけの事業を皆さんのご協力の元、進めていたということを再認識させていただいております。

また、委員の方々から、前向きに自治会の改革ですとか見直し、そういったようなご発言もいただいているところでございますが、そういったお気持ちをきちんと我々のほうも支えて、前に進められるように、これから施策の推進に努めていきたいと考えております。このたびは、本当にありがとうございました。

**M委員** いろいろと皆様お世話になりました。ありがとうございました。無事に条例が制定されて、こういう経過を踏まえて、条例というのはつくられるのだということが、一般市民として非常によく分かりました。勉強になりました。ありがとうございました。事務局の皆さんもさぞかし大変な思いをされて、こういう資料をつくられていたのだなということもよく分かりました。それで、ちょっと質問してもよろしいですか。今日、初見だ

ったのであまり読んでいないのですけれども、先ほど大柳部長からも、マンションのことが言われていましたが、私もマンションのことについて、非常に関心事であります。

今回の条例の中で、新築するマンションの人は、連絡先を区に伝えましょうということが、ちゃんと条例で明記されていますが、この所管というか、取りまとめのところはコミュニティ課になっています。マンションがつくられるか、つくられないかというのは、直接コミュニティ課に連絡が入ることなのですか。これは、マンションを建設する課も関わる話だと思うので、そこもここには挙げたほうが、より区民としては分かりやすいかなと思いました。以上です。

**地域コミュニティ課長** 事務局のほうからお答えいたします。質問ありがとうございます。

51 ページに、今、お話しいただきました町会・自治会とマンションの接点づくりということで、上のほうに表をおつけしております、今お話しいただいた新築のマンション、物件を建築する際には、都市計画部という部署のほうに、建築確認の申請等という手続がありますので、その中にチェックリストでいろいろな法令ですとか、法律ですとか、区の条例ですとか、そういったところに合致しているかどうか、チェックするペーパーがあります。その中に今回の、地域コミュニティ課への届け出、報告といったものも入れていただきましたして、我々の窓口のほうにも今度新築するのですということを相談いただいて、そのときに報告書を出してもらおうといった連携をとる予定で、今進めております。

なので、そういう意味では、報告の窓口自体は私どもになるのですが、庁内でしっかり連携をして、対応していくということで考えております。

**M委員** 分かりました。そうしましたら、都市計画部というところも、ここには明記したほうが、つながりがあってより分かりやすいし、そこの部署も認識がちゃんとできるかなというふうに思います。

もう1つは、そのところがしっかりと連携されているということで、内容が数値としてちゃんと成果があらわれる。実績がつくられる部分もありますので、そうなりますと、この条例の評価という点で、大事な根拠データになると思いますので、ぜひそうしていただけるとありがたいなと思います。

**A委員** ありがとうございます。では、お隣お願いいたします。

**L委員** 今日示された推進プランの素案は、初見でございますので、コメントなんかはとても難しいのですが、新宿区でこの条例が施行されるのは、4月1日からということで

ございます。ちょうど2025年問題が今年からスタートしています。今、町会・自治会で高齢化だけではなく、子どもたちも含めて、かなり孤立化しているという状況が、続いております。そういう危機感を持ってこの条例は制定し、結果成功していくのだという認識を、それぞれが持つ必要があるだろうということは言っているのです。

それから、この素案の中で、第4章の「施策の方向性と取組」ということが書かれていますが、この柱立てはそれ相応に、今ざっと見ましたけれども、よろしいかなと思うのですが、これをどう具体的に進めていくのかということが、非常に重要だと思います。誰にとって必要かというのと、個別の町会に丸投げをして「あとやってください」ということでは、とてもではないけれどできない。これをどうやって、個別の町会に進展をさせ、個別の町会がどういう取組を1年間で行ったのかという検証。これを繰り返し行うことによって、初めて条例に魂が入ってくるということでございますので、ぜひともこの条例なり、推進プランの説明をするのを、あるいは広報で周知するだけではなく、何回かの話し合いや説明会も実施して、浸透させていただきたいというふうに思っています。以上です。

**A委員** ありがとうございます。では、お隣、お願いいたします。

**J委員** ちょうど年始だったと思うのですが、NHKのニュースでこの条例のことが、少し取り上げられていまして、マンションへの協力呼び掛け、ここまで踏み込んだのは新宿区が初めてで、この春施行されるというようなことが報道されていまして、この条例に携わらせてもらったことを実感いたしました。

私は地域の大学という立場から、今回この議論を通して、様々な勉強をさせていただきました。地域の現状や課題、これからの在り方というのを、本当に一緒になってこのスタート地点に来ることができてよかったと思います。素案にもありましたが、区内には早稲田を筆頭に大小22の大学と、そして1の短期大学。この1の短期大学、私ども目白大学短期大学なのですが、大学、短期大学もどこも今、18歳人口の減少を背景に、運営や経営に非常に苦勞をしていまして、何とか倒れないためにこの計画を、ここで学んだことを背景にまた新宿区、そして地域の町会・自治会、商店会、地域コミュニティと連携して、ともに倒れるのではなくて、ともに発展していく形を見つけないといけないということで、うちは短大としてそういう計画書を国のほうに出したところ、ちょうど先週、その事業の選定も受けたので、また助成をもらいながら、繰り返しになりますが、新宿区、まずは地域の町会・自治会、そして商店会等と連携して、ともどもに発展していけるような形を探っていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございます

いました。

**A委員** ありがとうございます。委員長と副委員長もそうですけども、大学関係者として、条例第10条に規定もされておりますので、私の大学も実は、大学院棟やデザイン工学科が新宿区内にありまして、当事者でございます。留意していかなければならないと思います。

その他、第9条に小中学校についての規定もあって、学校との連携というのも今後、ますます重要になろうかと思えます。そういう点につきまして、言及いただきまして、ありがとうございます。

**K委員** 長い間、私も参加させていただきまして、ありがとうございました。非常に私自身も勉強になりましたし、大学として地域連携とかいうところを取組もしているのですが、これに関わることで非常に中身がよく分かって、どのような連携が提案できるか、そういうことをいろいろと考えさせられることが多くありました。

今回もこの推進プランを拝見して、これまで地域に対して、大学がいろいろと協力するというのは、お祭りに学生が行って、何か盛り上げるみたいなものが一般的によくあったのですが、様々な関連事業の例を見ておきますと、もっとやれることが、いろいろとあるのだろうということを感じました。

これから先は、これから区といろいろご相談する機会をいただいて、こういった取組はどうでしょうか。もしくは地域からの要望を、どういうふうな形で解決していくかということの話が、今後頻繁にできるようになるとよいなと思っていますので、また今後ともよろしくをお願いします。

**A委員** どうもありがとうございました。これまた続いて、大学関係からのご発言ということで、ありがとうございます。

**I委員** お疲れさまでございました。

この条例はお話のとおり、簡単に言うと前向きな地域活動の後ろ盾みたいな、そういう形で、いろいろな地域活動を行う上で、ネガティブな圧力に負けない。要するにいろいろな形で努める、みたいな言葉も書いてあります。私は商人の代表で来ているところなのですけれども、商人はさっきあった、接点がないみたいな話、ありましたけれども、やはりネット社会が充実してくると、地域と希薄になると。我々、商人は必ず利益で動きますから、そういう感じになってきてしまう。もう1つあるのは、今、商人は非常にコンプライアンスに敏感でございまして、世の中こうあるべきだとか、こういう常識で動いていると

か、そういうのが地域の皆様も前向きに動いてくると、それに逆らうことは絶対にしない。やはりそれに迎合して、協力するところはしていくというのを、企業というのは姿を見せなければ、今の時代、生きていけないので、ぜひとも皆さんで、この地域の力をいろいろな形で、種々地域で活躍されていると思うので、ぜひ我々に協力を求めていただければと思いますので、そのように思っています。ありがとうございました。

**A委員** ありがとうございました。商工会議所もぜひ、この条例の後押しをお願いしたいと思います。

H委員 皆さん、委員各人の方の、非常に活発なご意見の中に、このような条例ができたわけでございますけれども、現段階においては最高のものができたのかなと、私はそういう印象でございます。このタイトルにあるように、未来、そしてささえあい。この2つの大きな柱が、非常に今後の新宿区のいろいろなことについて、前向きに進んでいくのかなと、私はそう確信しております。

内容については数年たった後には、いろいろとまた改良、あるいはまた別の内容について、必ずそういうような時期が来るのかもしれませんが、それだけ皆さんが、これに対して注目していただけるのかなというふうに、私は予感をしております。

私自身もこの条例に基づいて、各団体に対してこういったことをしまして、いろいろな団体がこれを応援できるような、そういうようなものにしていただければと思います。以上です。

**A委員** ありがとうございました。これで皆様にご発言いただきました。よろしいでしょうか。1人1人、それぞれ重みのあるご発言で、大変感銘を受けております。ありがとうございます。

では、副委員長のB委員にも、ぜひ。

**B委員** 皆様、条例の検討お疲れさまでした。大変活発な議論が繰り広げられまして、皆さんからいただいたご意見が結集して、この条例が出来上がったという、すばらしい委員会だったというふうに思います。

条例制定というと普通は、ここに書いてあるようなつながりとか連携といった、抽象的な概念、理念でとどまってしまうものがほとんどなのですが、今回の新宿区のこの条例のチャレンジは、実際に施策に踏み込み、特に集合住宅と戸建ての関係とか、紙とデジタルの問題。それから商業者と住民の関係。それからさらには、今もお話が出ていましたけれども、福祉と防災の関係。こうしたところに、普通は抽象化で終わるものを今度は具体化

して、施策と事業の体系にして示そうという。それで今日のプランが出来上がってきているということですね。

一般的にはこの施策と事業の体系が、プランの中に示されていくと、住民の方は何となく、絵に描いた餅みたいに思われるかもしれませんが、行政の職員はこれにしっかりと拘束されますので、このプランに従ってこれから、冒頭にもありましたが、行政評価も踏まえて実行していくと思うのです。今日、お見えになって、後ほどご挨拶いただけたと思いますが、区長からもこうした推進を強く勧めていただけたと思うのですが、今日、皆様のご意見を伺っていてすごく感動したのは、皆様、それからいろいろな団体の皆様も、そこに協力して、一緒に進めていこうという姿勢を見せていただけたことは、本当に素晴らしいなというふうに思いました。

ぜひとも、住民もこのプランを支えて、運営、実行していくという、そうした姿勢ができるならば、この大都市で町会と自治会がきちんと機能するという新宿区が出来上がったら、これは本当に全国に誇るもの。あるいはちょっと大袈裟かもしれませんが、世界に誇るものになっていくのではないかと思います。素晴らしい委員の皆様とともに、この議論ができて、条例が制定されプランが出来上がったことを、本当にうれしく思っております。以上でございます。

**A委員** 大変勇気づけられるご発言、ありがとうございます。最後に委員長として、私も何か一言、申し上げねばと思います。

今、B委員から「世界に誇る」というご発言がありまして、私は正直、町会・自治会という日本全国津々浦々存在している、もちろん空白地域は最近、若干あるようになりましてけれども、全国津々浦々どこにでもあるというのは、これは私、世界に誇る文化だと思っております。確かにアジア地域には、類似の民間組織がありますけれども、こういう形で発展しているのは日本独自で、そこには必要性があったと思うのです。必要性があって、住民の力でこういう仕組み、民間組織でありながら、地域を様々な運営するという誇るべき文化が発展し、その文化に基づいて実際に組織があり、活動が行われてきた。その活動が今、様々な困難に直面し、こういった条例をつくって、行政や専門機関のご支援をいただきながら、もう1回この民間地域組織を再生していくという取組に、これから向かって行こうとしている。そういう地点に、我々はいるのだということを痛感いたします。

若干、ご指摘もありましたけれども、私もこの種の条例の制定に、幾つか関わったことがありますけれども、割と踏み込んだ条例で、集合住宅に関連する規定もそうですし、活

動重視というふうにずっと言ってきましたけれども、理念をつくってそれで終わりではなくて、こういった推進プランをつくって、先ほどB委員からもご指摘ありましたけれども、プランというのをつくると、絶対、行政はやるのです。その証拠にというか、こういう冊子があるのであると思うのですが、冊子を所管課に行ってみせてもらえば分かるのですが、ボロボロになっています。いつも開いて、どこにどう書いてあるから、こうやらなければとか、やっているのです。ですから、ここまでつくったということは、相当本気でやるということで、かつ先ほど来の会長さんたちのご発言でも、地域のほうも本気であるということで、今後、どういう動きになるのか非常に期待をしております。

この委員会の席で私、何度かご紹介したかと思いますが、今は町田市で詳しい地域コミュニティの調査をやっておりまして、町田市は同じような調査を2006年に、20年前にもやっているのです。それと比較すると、いろいろなことが分かるのですけれども、例えば居住年数を見ますと、長くなっているのです。つまり、出入りがそんなに激しくなくて、ずっと都市として成熟をしてきているというところですね。町田は商都だというふうによく皆さんおっしゃるのですけれども、都心部でも結構、町会・自治会の活動は盛んです。そんなに加入率も悪くありません。ただ、町田市全体としては、加入率は新宿区と実は同じでありまして、分譲の一戸建て住宅は、加入率がそこそこ高いというデータが、今日も紹介されましたけれども、そのはずなのに、町田市はそんなに加入率が思わしくないということ。やはりそういう、町会・自治会が活動をして、その姿を地域の方々にも見ていただいて、加入をしていただく。町会・自治会がなくても生活していけるではないかという意識も、若い人の間で非常に広がっています。じゃあ、町会・自治会が実際に何をやっているか、知っているのかというと、実はそういうアンケートもあるのですけれども、あまりご存じないのです。活動して、それを知らせていくということによって、随分状況は変わるはずではないかというふうに思っております。

この推進プラン、あるいは条例でも、学校との関係、それから先ほども出てきましたけれども、地域福祉的な取組。こういったものも非常に重要だと思います。特にいろいろアンケートをやりますと、防災と地域福祉。この2つが自治会未加入者も含めて、地域に期待する大きな論点になっています。そういったことに町会・自治会も取り組んでいるのだということを、きちんと知らせていくということが、とても大事だと思います。そのための非常に重要な制度的な柱が、この条例によって確立されたというふうに思います。4月以降、どういうふうになるのか非常に楽しみにしておりますし、先ほど来、言っておりま

す、町田市の地域コミュニティの調査研究が来年度も続きます。他都市調査なんかもやらなくてはいけないので、新宿区でどういう取組があるのかということも、ぜひ注視をさせていただいて、学ばせていただきたいと思います。と思っています。

こういう非常に画期的な条例をつくる委員会に、委員長として関わったということは、非常に誇りに思います。どうも皆さん、ありがとうございました。

ということで、委員会はほぼ終わりに近づいております。今日は吉住区長に来ていただいておりますので、最後にご挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

**吉住区長** 長きにわたりまして、この検討委員会でご議論いただきまして、誠にありがとうございました。A委員をはじめ、各委員の皆様、通常の生活、あるいはお仕事がある中にもかかわらず、本当に根気強く通っていただきまして、ありがとうございました。

今、各委員からお話ございましたが、プレッシャーの話もございました。規約改正もあるとのこと。これはやはり私の住んでいる町会のほうも、かなり時間がかかったのですが、行政書士の方のご協力をいただいて、規約改正を行って、地縁団体としての法人化をしていくという取組を行いました。

というのは、戦後の区画整理のときに、皆で土地を出し合って、それで町会会館、あるいは公園といったものをつくったのですが、町会会館にしても町会として使えますので、登記をしたのですが、ただ登記するときに法人格がないということで、いわゆる町会の役員さんが連名で登記をしました。そうすると何が起こったかと言いますと、町会の役員さんたちも、自分が高齢化したり、あるいは持病が発覚すると、もし自分が亡くなってしまった場合に、お子さんとかと一緒にいらっしゃらない場合、遠い親戚も含めて相続人になるので、そういったときに、うちの親戚はおかしなことを言わないとは思いますが、町会に何か害をなしてしまったらどうしようと、そういうことで早々に役員を辞めるとか、登記を変えてもらいたいとか、そういうお話もたくさんいただきました。

規約改正を行うことによって、会費も一軒家だといくら、いついつの時代までに入った人は月100円だったのが、後から入ってきた人は300円になっていたりですとか、あるいはご自身で店子さんを抱えていると、店子さんの分は1戸当たり50円とか、かなり変則的な会費の体系にもなっていたということもありまして、その辺を全て、見直しをするということをやりました。

ただそこをやると、今度は収入の度合いが変わりますので、先ほどP委員からもありましたけれど、町会としての事業を継続するにあたって、大変厳しい状況になるということ

で、先日お邪魔した町会さんもやはり、町会費を下げることで加入率を上げていこうという取組をスタートしたのですが、会費収入が激減したので、区のほうで、会の存続のために何かしら考えてもらえないかなんていうお話をいただいたりいたしました。

そうなるのも、やはりこれは、参加者が少なくなっている、加入率が落ちてきているということも、原因としてあると思いますし、町に根づいた商店あるいは企業、そういったものが関わりを絶ってしまったことによって、いわゆる協賛会員として、これまで協力いただいていたような企業さんや商店、そういったところが撤退をしてしまっている。代替わりによって、チェーン店に変わってしまっているということもありました。

あと、住民の意識の変化というのも、自分自身も町会の防災部長を務めていた時代があって、地域の防災会議なんかに出ていますと、地元の小学校が避難所になっているのですが、小学校のPTA会長さんからはっきり言われるのは、「我々はPTAとして学校の代表で来ているのであって、地域の人間ではありません。したがって私達は、人間は動員できません」ということをはっきりおっしゃいます。PTAの方も共働きが多くなっていますので、その気持ちも理解するところはあるのですが、やはり一緒に住んでいるのです。そこで子どもたちの登下校の見守りを、町会の皆様でやってくださっているのです。どうしてもそういうことは空気や水と一緒に、当たり前のことになってしまって、町会という団体が地域貢献で、自分たちの時間をつくってやりくりして、町に尽くしてくれているということに、なかなか気づけていないというのが垣間見られていました。

そういった体験もありましたので、今回こういった条例を提案させていただくのですが、ただやはり先ほど、M委員もおっしゃってくださいましたが、当事者である住民の皆さんがなぜ参加しないのか。あるいは、参加していてこういう不具合を感じていたですとか、そうした生の声を聞きながらつくっていくのが一番だと思っています。私も政治家でありますし、多くの議員さんを抱えていて、議員さんにも議論していただいて、これをつくったのですが、それぞれ出自によってイデオロギーを持ったりしていますので、あまりイデオロギーに偏ると、いわゆる区民全体が理解する、社会全体が納得する、そういうものにならないと私は思っていたので、そういう意味では、住民の皆様に多く入ってもらって、同時に学校関係者、皆さんのほうにも入っていただいて、それで、地域全体としてお互いに納得のできるルールをつくっていこうということで、今回の仕立てをさせていただきました。

当初はプランとして、1年ぐらいで仕上げるという話をいただいたのですが、これは先

生方には大変ご迷惑だったと思うのですが、やはり期限をあまり区切って早くやろうとすると、中途半端な形になって、納得感の得られない条例になってしまうだろうと思っていました。そういう意味ではうちのほう、人事異動はありましたが、ほかの、町から出てくださった委員の皆様、変わることなく参加をしていただきました。これは非常に、実際に魂を入れなければ意味がないというお話もいただきましたが、もともとその土台は、各町会・自治会の活動の中に既に根差していますので、その活動を止めることがないように、私達が精一杯後ろ支えをしていくということと、これまで参加する機会がなかったという皆さんに対して、こういった組織があつて、こういう活動をしていますということを広く知ってもらうための広報活動もそうですし、あるいは情報発信のお手伝いなんていうことも一緒にさせていただきながら、より多くの住民の皆様に参加してもらう。

参加してもらうと、1人1人の負担が小さくなっていくのです。なるべく町を担っている皆さんにも、任せられることはどんどん新しい人に少し委ねていって、そうすると当事者意識が芽生えていって、もっとこうしてみたいとか、やってやりがいがある、あるいは楽しかった。そういう思いがなければ続くことはありませんので、そういった思いを多くの人に共感してもらえそうな、そういう活動を一緒に応援できるように、やっていければというふうに思っております。

そういうことを一しがない公務員が言っているだけでもあれなのですが、本当に皆様からいただいたご意見を、しっかり行動として示していけるように、この条例を運用していきたいと思います。

足掛け2年にわたりまして、多大な時間を頂戴しましたが、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

**A委員** 吉住区長、ありがとうございました。

では、これもちまして、新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例検討委員会を終了させていただきます。令和5年より約2年間にわたりましてご参加いただきまして、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

**地域コミュニティ課長** A委員、ありがとうございました。本日お配りしました資料、こちらの素案等につきましては、ホームページのほうでも早速公開をいたしますので、先ほど町会の中でも配りたいというようなお話がございましたが、そういったところでも活用いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。